

富士川町での結婚新生活を応援します！

富士川町結婚新生活支援事業補助金

富士川町では新婚世帯が新生活に要する費用を補助します。

対象となる世帯

申請する年の1月1日から翌年の3月31日までに婚姻届を提出した夫婦

夫婦の所得金額の合計が500万円未満

※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。

婚姻届を提出した日において、夫婦共に39歳以下

申請日に夫婦共に住民登録が富士川町にあること。

2年以上富士川町に定住する意思があること。

生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。

世帯全員が町税等に滞納がないこと。

富士川町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。



対象となる経費

申請する年度の4月1日から3月31日までに支払った次の経費

住宅の購入費

住宅の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

リフォーム費用、引越費用



補助金額

1世帯あたり上限30万円(夫婦共に29歳以下の場合上限60万円)

申請・お問い合わせ先

富士川町役場 政策秘書課 政策推進担当 TEL:0556-22-7216